

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

そうだん かた  
《相談にこられた方へ》



ふくやましふくしじむしょ  
福山市福祉事務所

# せいかつ ほ ご 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ びょうき じ こ たさまさま じじょう せいかつ な た  
私 たちの 一 生 の 間 には、 病 気 や 事 故 そ の 他 様 々 な 事 情 で 生 活 が 成 り 立 た な く な っ  
て し ま う こ と が あ り ま す。こ の よ う な と き、 憲 法 第 25 条 の 理 念 に 基 づ き 国 が 最 低 限 度  
の 生 活 を 保 障 す る と と も に、 自 分 の 力 で 生 活 し て い け る よ う に 援 助 す る の が 生 活 保 護  
制 度 で す。



# せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ

いっしょに生活している方すべてをひとつの世帯として、国が定めた最低生活費と、  
その世帯のすべての収入とを比較して判定します。世帯の収入が最低生活費より  
少ない場合、足りない部分を保護費として支給します。

	さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費	
ほ ご ひつよう せたい 保 護 が 必 要 な 世 帯	しゅう にゅう 収 入	ほ ご ひ 保 護 費
ほ ご ひつよう せたい 保 護 が 必 要 で な い 世 帯	しゅう 収	にゅう 入

- さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい せいかつひ じゅうたくひ  
1. 最低生活費とは、世帯の人数や年齢などによって、生活費・住宅費・  
いりょうひ かいごひ きょういくひ ひつよう こうけい  
医療費・介護費・教育費などのうち、必要なものを合計したものです。
- しゅうにゅう きゅうりょう てあて しょうよ ねんきん しおく ないしょくしゅうにゅう りんじ  
2. 収入とは、給料・手当・賞与・年金・仕送り・内職収入・臨時  
しゅうにゅう せたいぜんいん しゅうにゅう  
収入など、世帯全員のすべての収入です。
- はたら え しゅうにゅう き そこうじょ ひつようけいひ こうじょ みと  
3. 働いて得た収入からは、基礎控除・必要経費などの控除が認められ  
ますので、働くことはあなたの生活の向上につながります。

# せいかつ ほご てつづ 生活保護の手続き



## 1 そうだん 相談

せいかつ こま せいかつ ほご かんが かと ちか みんせい  
生活に困って生活保護を考えている方は、お近くの民生

いいん そうだん ちよくせつ ほんちよう かくししょ せいかつ ほご たんとうぶしょ  
委員に相談するか、直接、本庁・各支所の生活保護担当部署

までおこしてください。（4ページの【お問い合わせ・相談先】

でご確認ください。）面接員が事情をお聴きします。

## 2 しんせい 申請

せいかつ こま しょうきよう き あと ほご しんせい ひつよう  
生活に困っている状況をお聴きした後、保護申請に必要な

書類をお渡ししますので、必要事項を記入し提出してくだ  
さい。

※ ふじつ しんせい ふせい ほご ひう ばあい せいかつ ほご ほうだい しょうまた  
不実の申請をして不正に保護費を受けた場合、生活保護法第85条又  
は刑法の規定によって処罰されることがあります。

## 3 ちょうさ 調査

しんせい ちくたんとういん かにい ほうちん ほご  
申請があると、地区担当員があなたの家庭を訪問し保護の

ようけん み ちょうさ  
要件が満たされているかどうかなど、調査します。

## 4 けつてい 決定

ほご けつてい ばあい ほご けつていつうちしょ おく  
保護が決定した場合は、あなたに「保護決定通知書」をお送りし

ます。なお、ちょうさ けつか ほご う ばあい  
調査の結果、保護を受けられない場合もあります。

ばあい ほご しんせい きゃつかつうちしょ おく  
その場合には、あなたに「保護申請却下通知書」をお送りします。



# せいかつ ほ ご う まえ 生活保護を受ける前に



せいかつ こま ひと つぎ どりょく さいていげんと せいかつ いじ  
生活に困っている人で、次のような努力をしてもなお、最低限度の生活を維持でき  
ないときに、はじめて生活保護法による援助を受けることができます。

1. 働ける人は、能力に応じて働いてください。

2. 預貯金や生命保険、その他活用できる資産は活用して、生活費にあててください。

自動車じどうしゃの保有・使用ほゆう しようは原則げんそくとして認められませんが、他人名義たにんめいぎの自動車じどうしゃの使用しようも認められませんが、障がいのある方の通勤しょう かつ、通院つうきん つういんなどに必要な場合ひつよう ばあいなどには自動車じどうしゃの保有ほゆうを認められることがあります。

3. 他の法律で利用できる制度は、すべて活用してください。

たとえば、各種年金かくしゆねんきん・雇用保険こようほけん・傷病手当金しょうびようてあてきん・高額療養費こうがくりようようひ・児童扶養手当じどうふようてあて・児童手当じどうてあてなどがあります。

## 【扶養義務者について】

扶養義務者ふようぎむしや（親おや、子どもこ、兄弟姉妹きょうだいしまいや親せきしん）の扶養ふようは保護ほごに優先ゆうせんします。

扶養義務者ふようぎむしやの扶養ふようは保護ほごの要件ようけんではなく、生活保護費せいかつほごひを正しく支給ただするためのもの  
です。

また、全ての扶養義務者すべて 扶養義務者に援助えんじょについて調査ちようさするわけではなく、家庭内暴力かていないぼうりょくや虐待ぎゃくたいなど特別な事情とくべつ じじようがある場合は、調査ちようさを見合わせるなどの配慮はいりょをしますので、個別こべつに相談そうだんしてください。

## 【借金について】

サラ金きん、年金担保貸付ねんきんたんぽかしつけ、住宅ローンじゅうたくなどの負債ふさいについては、生活保護せいかつほごでは解決かいけつすることはできません。

※以上のことは、生活保護せいかつほごを受けるようになってからも同じです。

といあわ そうだんさき  
【お問合せ・相談先】

かんかつ 管 轄	しょざいち 所 在 地	でんわばんごう 電 話 番 号
ふくやましほけんふくしきょくふくしふ 福山市保健福祉局福祉部 せいかつふくしか 生活福祉課	〒720-8501 ふくやましひがしきくらまち ほん ごと 福山市東 桜 町3番5号	(084) 928-1066・1067・1068・1105 (084) 928-1147・1158・1159・1280
ふくやましまつながししよ 福山市松永支所 まつながほけんふくしか 松永保健福祉課	〒729-0104 ふくやましまつながちようさんちようめ ほん ごと 福山市松永町三丁目1番29号	(084) 930-0409
ふくやましほくふししよ 福山市北部支所 ほくふほけんふくしか 北部保健福祉課	〒720-1132 ふくやましえきやちようおおあざくらみつ ほんち 福山市駅家町大字倉光37番地1	(084) 976-8812
ふくやましとうふししよ 福山市東部支所 とうふほけんふくしか 東部保健福祉課	〒721-0915 ふくやましい せがおかるくちようめ ほん ごと 福山市伊勢丘六丁目6番1号	(084) 940-2577
ふくやましかなべししよ 福山市神辺支所 かなべほけんふくしか 神辺保健福祉課	〒720-2123 ふくやましかなべちようおおあざかわきた ほんち 福山市神辺町大字川北1151番地1	(084) 962-5004
ふくやまししんいちししよ 福山市新市支所 しんいちほけんふくしたんとう 新市保健福祉担当	〒729-3103 ふくやまししんいちちようおおあざしんいち ほんち 福山市新市町大字新市1061番地1	(0847) 52-5515
ふくやましぬまくまししよ 福山市沼隈支所 ぬまくまほけんふくしたんとう 沼隈保健福祉担当	〒720-0392 ふくやましぬまくちようおおあざくさぶか ほんち 福山市沼隈町大字草深1889番地6	(084) 980-7704

この「しおり」は、<sup>せいかつ ほ こ</sup>生活保護の<sup>そうだん</sup>相談を<sup>かた</sup>される方に、<sup>し</sup>知っていただきたい  
生活保護制度の<sup>せいかつ ほ せいど</sup>しくみや<sup>てつづ</sup>手続きについて、<sup>か</sup>わかりやすく書いたものです。  
わからないことがあれば、<sup>えんりよ</sup>遠慮せず<sup>そうだん</sup>ご相談ください。

